

# 社会福祉法人慈誠会

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(定義等)

第1条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員の報酬等は、社会福祉法人慈誠会定款第8条及び第21条に定める。

(公表)

第3条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成29年7月1日から施行する。

別表 1

(1) 評議員

	(日額)
評議員会への出席	10,000 円

交通費は別途支給とする。

(2) 理事

	(日額)
理事会等会議への出席	10,000 円

交通費は別途支給とする。

(3) 監事

	(日額)
監事監査等への出席	10,000 円

交通費は別途支給とする。

旅費

区分	種別	支給額
旅費	鉄道運賃及び船賃等	実費とする。 鉄道片道 100 km以上は特急 料金（急行料金を含む。）
	車賃	1 kmにつき 50 円
宿泊料	1 泊につき	10,000 円